○入札参加資格について

平成６年12月27日
加古川市告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定に基づき、市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

（入札に参加する資格を得ることができない者）

第１　入札に参加する資格を得ようとするもので、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を得ることができない。

(1)　特別の理由がある場合を除くほか、政令第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者

(2)　政令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その認められたときから３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3)　営業に関し、法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者

(4)　入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

(5)　別に定める基準日において市税を完納（納期限未到来のものを除く。以下同じ。）していない者（市内に本店を有する者又は市内の営業所等に契約の権限を委任する者に限る。）

(6)　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していない者（適用が除外されているものを除く。）

（建設工事の請負契約についての入札参加者の資格）

第２　建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　建設業法第３条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(2)　建設業法第27条の23第１項の規定による建設業者の経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、当該経営事項審査の申請をする日の直前の営業年度の終了の日から１年７月経過していないこと。

(3)　前号の規定に係る経営事項審査において社会保険等への加入（適用が除外されている場合を含む。）が確認されていること。

第３　削除

（入札参加資格審査の申請）

第４　入札に参加する資格を得ようとする者は、特別の理由がある場合のほか、基準年の２月末までの別に定める期間内に、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、基準年以外の年の申請については、別に定める。

２　前項の入札参加資格審査の申請は、次に掲げる登録区分ごとに行うものとする。

(1)　建設工事

(2)　測量、一級建築士事務所、建設コンサルタント、地質調査、土地家屋調査士及び補償コンサルタント（以下「測量・設計・コンサルタント」という。）

(3)　物品の納入、製造の請負及びサービス業務（以下「物品・サービス」という。）

３　第１項の基準年とは、前項各号の登録区分に応じ、当該各号に定める年をいう。

(1)　建設工事　平成13年及び平成15年並びに平成15年から起算して３年又は３の倍数の年を経過したごとの年

(2)　測量・設計・コンサルタント　平成13年及び平成13年から起算して３年又は３の倍数の年を経過したごとの年

(3)　物品･サービス　平成14年及び平成14年から起算して３年又は３の倍数の年を経過したごとの年

（入札参加資格審査の結果通知）

第５　入札参加資格審査の結果は、当該申請者のうち資格を有しないと認定された者に通知する。

（入札参加資格の有効期間）

第６　入札参加資格審査の結果資格を有すると認定された者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の基準年の３月31日まで入札参加資格を有するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、入札参加資格者が第１第１号から第４号までのいずれかに該当したときは、入札参加資格を失うものとする。

（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の再提出）

第６の２　建設工事に関する入札参加資格者は、新たに経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を受け取った時は、速やかに当該経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを市長に提出しなければならない。

（入札参加資格者の市税の完納）

第６の３　市内に本店を有する入札参加資格者又は市内の営業所等に契約の権限を委任する入札参加資格者は、毎年度別に定める基準日において、市税を完納していなければならない。

２　前項の基準日において、市税を完納していない入札参加資格者は、当該年度の翌年度から市税を完納するまでの間、入札に参加することができない。

（入札参加資格審査申請書記載事項の変更）

第７　入札参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を書面で市長に届け出なければならない。営業を休止したとき、又は廃止したときも同様とする。

(1) 商号又は名称（支店、営業所等も含む。）

(2) 所在地及び電話番号（支店、営業所等も含む。）

(3) 登録又は許認可の内容、番号及び年月日

(4) 印鑑

(5) 法人にあっては代表者の氏名及び受任者の氏名並びに資本金

(6) 個人にあってはその者の氏名及び受任者の氏名

２　建設工事の請負契約に関する入札参加資格者で加古川市内に本店を有する者又は市内の営業所等に契約の権限を委任する者は、前項に定めるもののほか、建設業法第26条に規定する主任技術者及び監理技術者に変更があったときは、速やかにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

（入札参加資格の承継）

第８　次に掲げる者以外の者は、入札参加資格を承継することができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 個人が死亡したときの、その相続人

(2) 個人が入札参加資格にかかる事業を廃業する場合で、次のすべての条件を満たす当該個人の配偶者又は２親等以内の親族

ア その事業にかかる許可等を有する者

イ 廃業した個人と連続して事業を開始した者

ウ 廃業した個人の業務を補佐していた者

(3) 個人が法人を設立したときの、その法人

(4) 入札参加資格を有する法人が合併したときの、合併によって成立した法人

(5) 会社分割によりその入札参加資格にかかる事業すべてを承継し存続する法人

(6) 事業譲渡によりその入札参加資格にかかる事業を譲渡した法人が、入札参加資格を辞退した場合で、当該事業の譲渡を受けた法人

２　入札参加資格を承継しようとするときは、入札参加資格承継申請書に、当該理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成７年１月１日から施行する.

（指名競争入札参加資格についての廃止）

２　指名競争入札参加資格について（平成元年告示第４８号）は、廃止する。

（経過措置）

３ この告示施行の際、現に入札参加資格を有する者は、平成７年３月 31 日までは、引き続き入札参加資格を有するものとする。

附　則

この告示は、平成９年１月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成 12 年 12 月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日（平成16年３月31日）から施行する。

（経過措置）

２　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号）附則第３条第６項の規定により、なお従前の例によることとされた同項に規定する結果の通知がなされていないものについての結果の通知としてのこの告示による改正前の第６の２に規定する経営事項審査結果通知書の総合評点は、この告示による改正後の第６の２に規定する経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値とみなす。

附　則

この告示は、平成 20 年 10 月９日から施行する。

附　則

この告示は、平成22年９月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成22年12月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成26年11月21日から施行する。

附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。